

生活介護 重症心身障害者対象事業加算制度

神戸市福祉局障害者支援課





（１）対象者

以下のすべてに当てはまる人

- ①身体障害者手帳があり、肢体不自由による１種１級である
- ②療育手帳A（神戸市が交付した療育手帳）
- ③大島分類の１～４に該当する
- ④神戸市内に住民票及び居所があり、神戸市から障害福祉サービス（生活介護）の支給決定を受けている
- ⑤65歳未満である

【参考】大島分類について

※大島分類とは、東京都府中療育センター元院長 大島一良氏が発表した、重症心身障害児(者)の区分で、分類表の１～４の方を重症心身障害者と定義している。



（２）加算額

（１）一般加算

- ・加算対象利用者 1 人につき 2,000円／日

（２）看護師配置加算

一般加算に加え、次の基準で看護師を配置した場合に、さらに加算する。

- ・重症心身障害者 5 人対して看護師 1 人以上配置 1,000円／人・日
- ・重症心身障害者 10 人対して看護師 1 人以上配置 500円／人・日



（３）申請手続き方法

	事業所の認定		利用者の申請	
	新規申請	変更申請	新規申請	利用中止する場合
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請書兼実施計画書 ✓ 事業計画（自由記述） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 変更申請書 ✓ 変更後の事業計画 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用申請書 ✓ 身体障害者手帳及び療育手帳の写し ✓ 受給者証の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用解除申請書
提出先	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市福祉局障害者支援課 通所支援担当			

※書類の様式等は下記ホームページでご確認下さい。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/jusyoushinshinsyougaisyakasan.html>